

臨時償却と減損処理 —残された検討課題—

米山 正樹

I 問題の所在

現行の「減損会計基準（金融庁企業会計審議会 [2002]）」によれば、「四 会計基準の要点と考え方 2. 減損損失の認識と測定 (2)減損損失の認識 ①」にあるとおり、減損損失を認識するかどうかの判定は、減価償却の見直しに先立って行うこととされている。まずは減損処理の観点から簿価切り下げの要否が判断され、その観点から修正された簿価をもとに、臨時償却の要否が問われることとなっているのである。

減損処理の必要性と臨時償却（過年度損益修正）の必要性がまったく異質な事象から導かれてくるのであれば、先に減損処理の観点から簿価修正を行っても、逆に過年度損益修正後の簿価をもとに減損処理の要否を判断しても、結果に違いはみられないであろう。しかし実際には、ある特定の環境変化のため、減損処理と過年度損益修正の必要性が同時に生じることもありうる。その場合はふたつの修正手続の「順序」をめぐる問題が顕在化する。

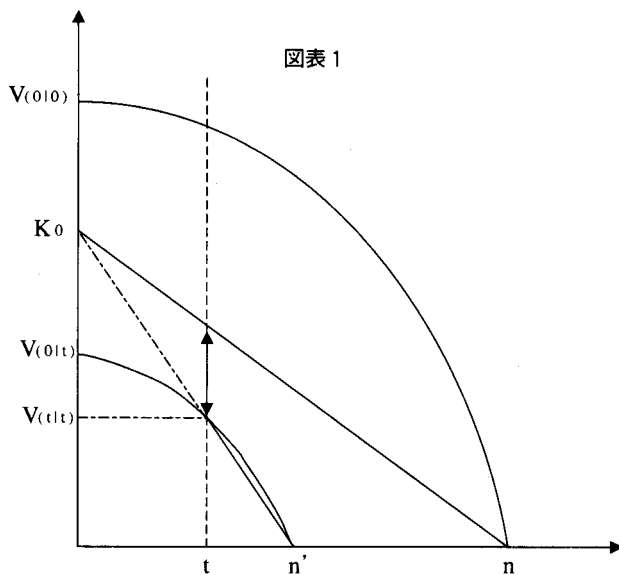
〔設例〕

t 時点において、現在実行中の投資プロジェクトから期待される将来キャッシュフローを見積もり直した。その結果、キャッシュフローの回収が期待される期間は当初の予想より短く、また金額も予想外に小さいことが判明した。

修正後の耐用年数から導かれてくる「ほんらいの未償却残高」は、問題となっている資産の t 時点における利用価値と一致していた（図表 1 参照）。

この設例においては、減損処理を先に行っても、臨時償却を先に行っても、結果的に修正後の簿価は $V_{(tt)}$ （t 時点の見積もりに基づく t 時点の利用価値）となり、そのかぎりでは結果に違いはみられない。ただ減損処理を先に行った場合は、 $V_{(tt)}$ への切り下げに伴う損失はすべて減損損失とみなされる。そこでは臨時償却の手続は求められないこととなる。これに対し臨時償却の手続を先に行った場合は、 $V_{(tt)}$ への切り下げに伴う損失はすべて臨時償却費とみなされる。そこでは減損処理は求められないこととなる。

ここで確かめたとおり、減損処理と臨時償却のいずれを先に行うのかは、簿価切り下げの総額には影響を及ぼさない。ただ損失額の内訳には影響を及ぼす可能性がある。先に示した極端なケースでは、修正手続の順序いかんで、計上される損失額のすべてが減損損失、あるいは臨時償却費となってしまうのである。



- $V(0|0)$: 当初(0時点)の期待にもとづく0時点の利用価値
- K_0 : 初期投資額(原初投資額)
- $V(0|t)$: t時点において、過去(0時点)に遡って見積もり直した利用価値
- n' : 短縮後の耐用年数
- t : 将来見直しを修正した時点

とはいえ、少なくとも日本の現行ルールのもとでは、減損損失としての処理と過年度損益修正損失(臨時償却費)としての処理には名目上の違いしか見出せない。ふたつの損失はいずれも、修正年度の特別損失とみなされるからである。この点、「減損会計基準」の「三 基本的考え方 3.」でも指摘されているとおりである。

しかし日本以外にも目を向けてみると、両者をともに修正年度の損益とみなすのは自明のことではない。例えば米国においては、過年度損益修正項目(その典型例はここでいう臨時償却費)が生じた場合、過去の財務諸表の遡及修正という形での対応が求められている(APB [1971])。修正年度の損益に影響が及ばないような処理が要求されるのである。

過年度損益修正項目を修正年度の特別損益とみるやり方がそれほど自明でないとするなら、減損処理と過年度損益修正との関係を再検討するのは意味のあることといえるであろう。米国のようなルールを前提とすれば、減損損失か、それとも臨時償却費(過去の償却不足額に係る追加計上分)なのかは、将来事象を見積もりなおした年度の損益を左右することとなるからである。

ここでは日本においても過年度損益修正項目が遡及的な修正の対象となる可能性をも視野に収め、ふたつの簿価修正手続きに係る「優先順序」について、何を言い得るのか、言い得ないのかを確かめることとする。

よく知られているとおり、いまIASBを中心に、業績報告のありかたについて見直しを求めるプロジェクトが進行中である(IASB [2002])。最終的にどのような形で見直しが求められるよう

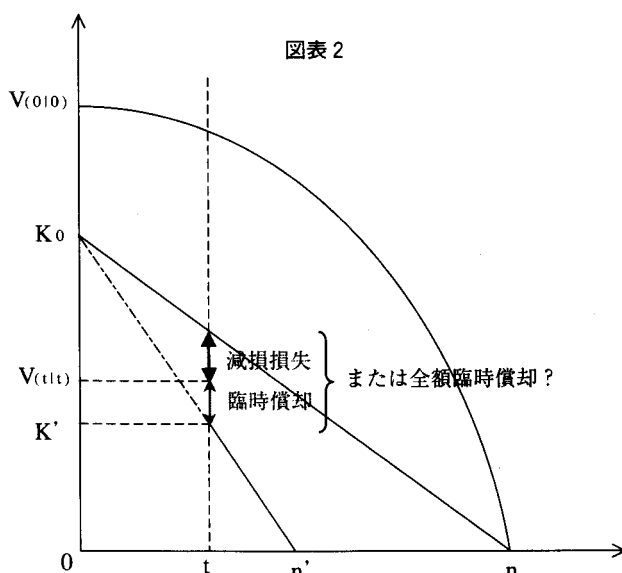
になるのかは定かでない。しかし業績報告のあり方をめぐる convergence の要請が潜在的に働いている以上、過年度損益修正項目について損益計算書を遡及修正するよう求められる可能性も否定できない。

そういう事態を考慮に入れば、減損処理と臨時償却との関係を問い直す作業は着手に値するものと考えられる。「現状を放置しておいても差し支えない」と言い切るには、事態はあまりにも流動的といえるであろう。

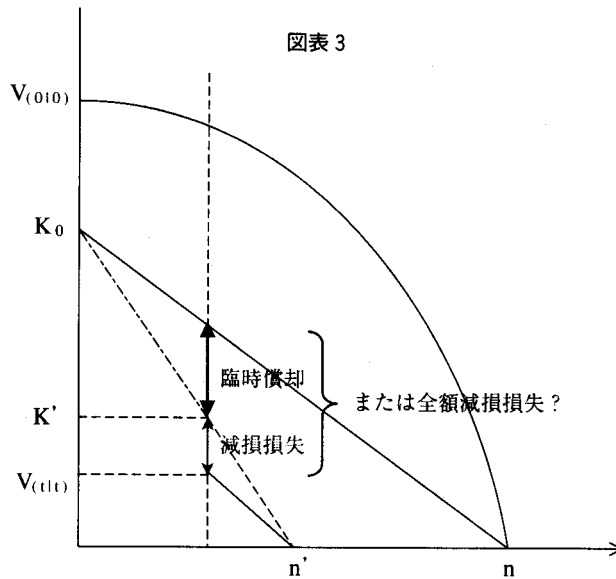
II 両者の関係についての想定可能な立場とその「優劣」

現行ルールのもとでの減損処理を与件としたとき、減損処理と臨時償却との関係をめぐる問題は、以下の図表2および図表3のように要約できる。両者の関係が問われるケースは、臨時償却の手続から導かれてくる「当初から正しい耐用年数にもとづく償却計算を行っていただければ得られたはずの未償却残高（ここでは K' ）」と、将来キャッシュフローを見積もり直した時点における利用価値（ここでは $V_{(t|t)}$ ）との大小関係に応じて、ふたつの場合に大別される。いずれの場合においても、簿価の切り下げにもとづく損失は、減損損失と臨時償却費のいずれか一方に区分するのか、それともそれぞれの要素を有する部分へと分解するのが問われることとなる。

ただこのままでは、何が議論の核心なのかを見出すのは難しい。それゆえここでは、減損処理に係る現行ルールの具体的な認識規準や測定規準ではなく、それらを支えている基本的な考え方に立ち戻ることとする。現行の認識・測定規準はこの「基本的な考え方」から直接導かれてくるものではなく、簡便性を重視した代替的処理とみなしうる。この簡便的な処理ではなく、基本的な考え方から導かれてくる「ほんらいの処理」に立ち戻って減損処理と臨時償却との関係を問い直そうというのである。



K' : 臨時償却の手続によって切り下げられた簿価



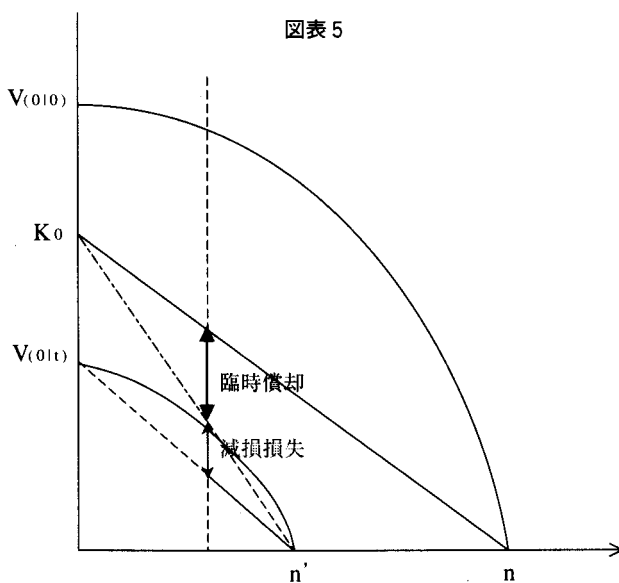
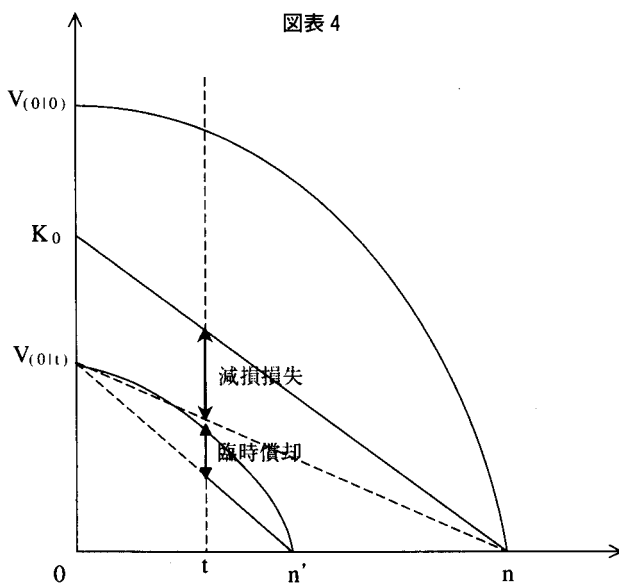
よく知られているとおり、減損会計基準を支える「基本的考え方」によれば、減損処理は、投資期間の全体をつうじた回収可能性が損なわれたとき、過去に遡って償却ベースを引き下げる必要性から導かれてくる。過剰な投資を実行してしまったことが事後的に判明した場合は、回収不能という意味で過剰となってしまった部分を償却計算から切り離し、前倒して損失処理する必要がある。投資額のうち収益への貢献が期待できない部分を資産として繰り越し、定期的に償却することには積極的な意味を見出せないからである。

償却ベースの切り下げと意味づけた減損処理においては、投資に着手した時点における利用価値を事後的に見積もり直したもの（ここでは $V_{(0|t)}$ ）が「新たな償却ベース」となる。これを新たな償却ベースとすれば、いま問題となっている事業投資からは正常なりターンにみあう収益が（投資期間の全体をつうじた）期間損益に反映されることとなるからである。このように意味づけられる期間損益は、収益率の低下にもかかわらず、投資プロジェクトを継続している企業の意思決定に適うものといえる。過去の過剰投資が過剰な償却負担となって期間損益を圧迫し、（正ののれんの獲得が期待できなくなったとはいえ）なお正常なりターンが期待プロジェクトから赤字が計上される事態を避けるためには、 $V_{(0|t)}$ への切り下げが必須の要請となるのである¹。

ゆえにここでは、減損処理を「基本的考え方」から直接導かれてくるやり方、すなわち過去に遡って償却ベースを修正する手続ととらえ、それと臨時償却の手続との関係を問うこととしたい。

1 既に確認したとおり、実際の減損会計基準においては、過去に遡って簿価を切り下げる手続は求められない。減損の認識や減損損失の測定は、将来事象を見積もりなおした時点における投資の価値（ $V_{(t|t)}$ ）をもとに行われることとなっている。そこで $V_{(t|t)}$ は、 $V_{(0|t)}$ から導かれてくる「ほんらいの未償却残高」に代わるものとして用いられているのであろう。

以下の図表4および図表5は、償却ベースの切り下げ手続としての減損処理と、償却不足額の修正手続としての臨時償却がともに求められるケースにおいて、ふたつの手続の関係を示したものである。そのうちの一方(図表4)においては、まず減損処理を行った後に臨時償却の手続が採られている。もう一方(図表5)においては、逆に臨時償却の手続を優先的にを行い、その後に減損処理が行われている。

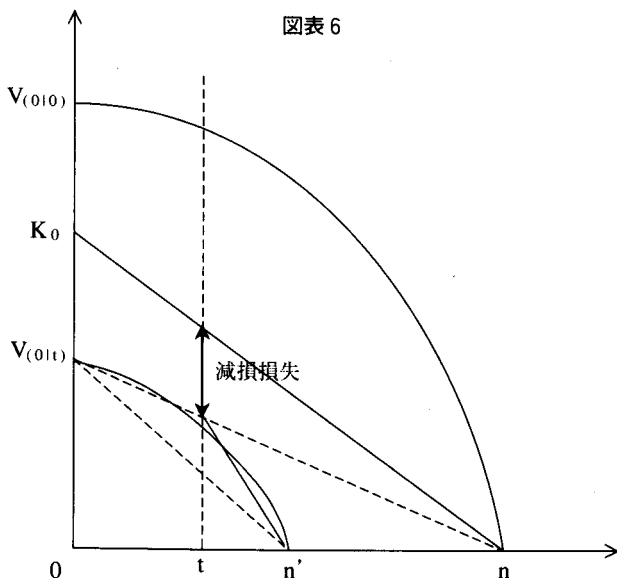


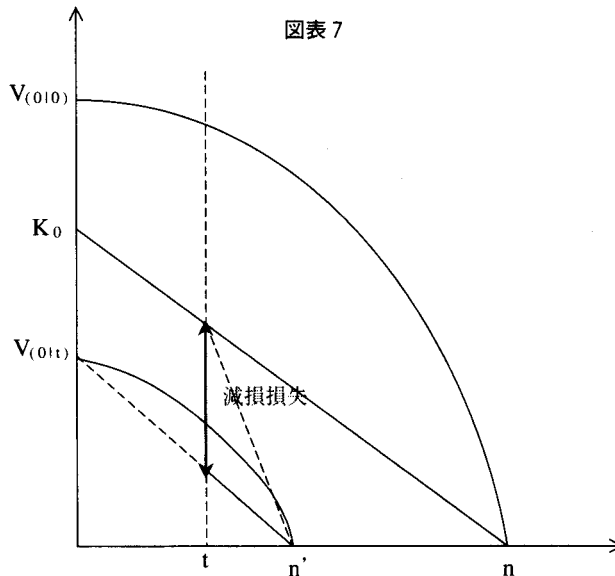
両者の違いは、総額としての評価損失計上額をどう切り分けるのか、その点に関する仮定の相違に求められる。前者においてはまず償却ベースの修正を行い、次いで耐用年数の修正を行ったものとみなされている。これに対し、後者においては耐用年数の修正を行った後に、償却ベースの修正が行われている。

ここで引かれている補助線はいずれも損失切り分けのための便宜に過ぎず、いずれを採るべきかをいうのは難しい。少なくとも臨時償却の手続を与件とするかぎり（すなわち耐用年数短縮の事実を簿価切り下げという形で期間損益に反映させるかぎり）、現行ルールとの内的な整合性の観点から両者の優劣をいうのは不可能といってもよい。

ただ、耐用年数の短縮が判明した際の修正手続としては、過去の償却不足額を取り戻す形で行われる臨時償却の手続が必然とはいえない。見積もりの修正以降の期間にだけ修正の影響を反映させる方法、すなわち過年度損益修正は行わず、もっぱら修正以降の償却速度を速める形で短縮の事実に対応するやりかたもありうる。耐用年数短縮の事実を期間損益に反映させる方法として、このやりかたも視野に収めることになれば、これまでの議論には修正が求められることもありうる。先に示したふたつの修正方法の「優劣」について、一定のインプリケーションを引き出しうるのである。以下、この点をもう少し詳しく論じる。

耐用年数短縮の影響を過去の損益ではなく、将来の損益だけに反映させるやりかたは、減損処理を先に行うやりかた（図表6参照）とは結びつきやすい。しかし将来志向の耐用年数短縮手続を減損処理に先立って行おうとすると、ふたつの修正手続の両立は困難となる。というのも後者の場合、たとえ耐用年数の短縮に伴う償却パターンを修正を行っても、次に予定されている減損処理によって、それは意味のないものになってしまう（図表7参照）。そこでは耐用年数の短縮に起因すると思われる部分まで、減損処理の一環で損失計上される結果となってしまう。





ここで述べたとおり、耐用年数の短縮に伴う具体的な修正手続として、将来志向の手続（臨時償却とは異なる手続）が採用される場合をも視野に収めるのなら、まず減損処理を行い、次いで耐用年数の短縮手続をとるほうがよい。減損処理と耐用年数の短縮手続とを両立させるのは、もうひとつの方法（先に耐用年数の短縮に伴う簿価修正を行うやりかた）は困難となる。というのも、そこでは評価損失のすべてが必ず減損損失として処理されることとなり、償却不足に起因する修正手続と減損処理とは両立しないことになってしまうからである。

Ⅲ 現行減損会計基準のもとでの両者の関係

以上の考察をふまえ、現行の具体的な認識規準・測定規準のもとでの臨時償却と減損処理との関係に戻ることとしたい。

前節の前半において図解したとおり（図表 2 および図表 3 を参照）、現行の減損会計基準は過去に遡って固定資産の利用価値を見積もり直す作業は求めている。その手続に代えて、将来見通しを修正した時点の利用価値（ $V_{(t|t)}$ ）が、減損損失の認識および測定局面で用いられている。減損会計基準「基本的考え方」の記述からすれば、修正時点の利用価値はそれ自体が重要ゆえ採用されたものというより、むしろ切り下げ後の償却ベースから導かれてくる「事後的にみて正しい」未償却残高（図表 4 および 5 の $V_{(0|t)}$ と n' を結ぶ直線上、 t 時点における評価額）をとらえるため、そのサロゲートとして用いられているものと考えられる。この点も前節で論じたとおりである。

かりに $V_{(t|t)}$ をそう解釈した場合、すなわち「事後的にみて正しい」未償却残高のサロゲートとみなした場合、修正前の簿価と $V_{(t|t)}$ との差額（現行減損会計基準のもとで計上される評価損失の総額）には、減損損失の要素と臨時償却費の要素がともに含まれることとなる（図表 4 および図表 5 を参照）。そうなる両者を独立把握するためには、現行ルールにおける減損損失か

ら臨時償却費の要素を抽出し、分解する作業がほんらい求められるはずである。

しかし実際には、現行ルールは減損処理の後に臨時償却の要否を問うよう求めている。これは減損損失の中に臨時償却費の要素が含まれているという、先の解釈と明らかに矛盾する。 $V_{(t|t)}$ を「事後的にみて正しい」未償却残高のサロゲートとみなすやりかたは、現行ルール下での具体的な認識・測定規準とは両立させるのが難しいのである（図表2を参照²⁾。そうになると、現在の具体的な認識・測定規準に意味のある解釈を与えるためには、 $V_{(t|t)}$ についての代替的な解釈を模索しなければならない。

$V_{(t|t)}$ に関する解釈としては、もうひとつ、図表4における $V_{(0|t)}$ と n とを結ぶ直線上、 t 時点の未償却残高と解釈するやり方もありえよう。いわば $V_{(t|t)}$ を「耐用年数短縮の影響を考慮せずに求めた未償却残高（償却ベース切り下げの影響だけを反映させた、訂正後の未償却残高）」と理解するのである。

こう解釈した場合、図表2のケースにおいて、減損処理後の簿価をもとに臨時償却の手続をとるよう現行ルールが求めている事実は説明することができる。ここでの解釈によれば、 $V_{(t|t)}$ への修正においては、償却ベースが切り下げられた事実しか反映されていない。「後からみて正しい未償却残高」まで簿価を切り下げするためには、耐用年数短縮の事実を反映させるための簿価切り下げ手続が追加的に必要となるのである。

ただこの解釈による場合は、図表3のような場合（ $V_{(t|t)} > K'$ たる図表2と違って、大小関係が $V_{(t|t)} < K'$ となっている場合）を首尾よく説明することができない。第二の解釈のもとでは、 $V_{(t|t)}$ への切り下げには、耐用年数短縮の影響が反映されていない。それゆえ耐用年数の見積りが事実として短縮された場合は、 $V_{(t|t)}$ まで切り下げた簿価を、臨時償却の手続をつうじてさらに切り下げなければならない。しかし図表3のようなケースでは、 $V_{(t|t)}$ への切り下げ額の中に、耐用年数の短縮に伴う損失が既に含まれている。 $V_{(t|t)}$ を「耐用年数短縮の影響を考慮せずに求めた未償却残高」とみなすやりかたも、現行ルール下での具体的な認識・測定規準と両立させるのは困難なのである。

前節で確かめたとおり、減損会計基準を支える「基本的な考え方」からは、臨時償却と減損処理との関係について、想定可能なふたつのふたつのモデルが導かれてくる（図表4および5）。厳しい制約条件を課さないかぎり両者の「優劣」をいうのは難しいが、いずれのモデルにおいても、臨時償却費と減損損失との関係は明確であった。つまり実際の簿価切り下げが「基本的考え方」にそくしたものであれば、臨時償却と減損処理の関係については選択肢がふたつしか残らないこととなる。

ところが現行の減損会計基準は、減損損失の認識と測定に際し、簡便な処理を認めている。簡便性を重視した結果、「基本的考え方」から直接導かれてくるものとは異質な測定操作が求められているのである。その違いが深刻なため、前節で確かめた内容から現行の測定操作についてのインプリケーションを引き出すのはきわめて困難となっている。図表2および3のような

2 減損損失計上後の臨時償却（図表2で求められているもの）は、減損処理についての本文のような解釈からは導かれてこない。 $V_{(0|t)}$ に関する上記の解釈からすると、臨時償却費の要素は減損損失のほうに内包されていることとなる。にもかかわらず臨時償却の手続を追加的にとれば、臨時償却費が二重計上されることになってしまうからである。

簿価切り下げが求められる状況で、臨時償却と減損損失とはどう区別されるのか、その最も肝要な点が未解明の状態にとどまらざるをえない。この悲観的な帰結が、本節の議論から導かれてきた最も肝要なものである。

IV おわりに

本稿における検討課題は、臨時償却（より厳密には、過年度の過少償却に起因する償却不足額の修正手続）と減損処理との関係を問い直すことであった。現行「減損会計基準」における簿価切り下げの具体的な手続を与件とするかぎり、この点についてのインプリケーションを引き出すのは難しい。それゆえここでは、減損会計基準を支える「基本的考え方」から直接導かれてくる、その意味で「基本的考え方」にそくした簿価切り下げの手続を想定し、その状況で臨時償却と減損処理との関係を検討した。

その結果、①この仮想的な状況においては臨時償却と減損処理との関係についてふたつの選択肢を想定できること、②それらのいずれを採るべきかをいうためには、かなり強い価値判断（臨時償却を採用せず、将来の償却を速める形で償却不足に対応する諸国との整合性を保つべきことなど）を持ち込まなければならないことが確かめられた。「基本的考え方」にそくした切り下げ手続のもとでは、臨時償却と減損処理との関係について、想定可能な選択肢はふたつに絞り込まれたのである。

しかし上記の議論から得られた帰結は、現行減損会計基準の具体的な簿価切り下げ手続（投資の収益性を見積もり直した時点の利用価値に着目して切り下げ額を決める方法）のもとで、臨時償却と減損処理とをどう使い分けるのか、その点に結びつけるのが難しい。現行ルールのもとでの具体的な切り下げ手続を与件とするかぎり、臨時償却と減損処理との区分は、science というよりはむしろ会計の technology としての側面に属する問題なのであろう。逆に両者の区分についてあくまでも理論的な裏づけを要するのであれば、具体的な切り下げ手続のほうを改め、「基本的考え方」に近いものへと変えていくのが不可欠であろう。

〔参考文献〕

Accounting Principles Board (American Institute of Certified Public Accountants), APB Opinions No.20: *Accounting Changes*, July 1971.

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.121: *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*, 1995.

International Accounting Standards Board (IASB), Active Project Summary: *Reporting Performance*, October 2002 version.

International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards No.36: *Impairment of Assets*, 1998.

大蔵省企業会計審議会「企業会計と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」、1960年6月。

勝尾裕子「事業資産の評価における見積もりの改訂—費用配分と減損処理—」『経済論集（学習

院大学)』第37巻第2号, 2000年7月, 135-150ページ。

金融庁企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」, 2002年8月。

減損会計研究委員会『減損会計をめぐる論点 ー減損会計研究委員会報告ー』, 企業財務会計制度研究会, 1998年。

斎藤静樹「会計上の評価と事業用資産の減損」『會計』第159巻第4号, 2001年4月, 13-27ページ。

辻山栄子「減損会計の基本的な考え方」『企業会計』第54巻第11号, 2002年11月, 38-44ページ。

米山正樹「減損処理と現行ルールの内的整合性」, 『會計』第160巻第3号, 2001年9月, 56-969ページ。